

最高裁秘書第1610号

令和4年5月31日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年5月24日に答申（令和4年度（情）答申第5号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情） 諒問第38号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和3年12月9日（令和3年度（情）諮詢第38号）

答申日：令和4年5月24日（令和4年度（情）答申第5号）

件名：横浜地方裁判所において公判前整理手続の期日で弁護人がノートパソコンを使用する際に法廷内の電源コンセントを使ってはいけないことが分かる文書の開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「公判前整理手続の期日において、弁護人がノートパソコンを使用する際に、法廷内の電源コンセントを使ってはいけないことが分かる裁判官の研修資料その他の文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、横浜地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、横浜地方裁判所長が令和3年10月28日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定の裁判官が、弁護人に対し、特定年月日の公判前整理手続期日において、要旨、以下のように説明して弁護人らが法廷内の電源コンセントにノートパソコンを繋ぐなどして裁判所が管理する電気を使用することを禁止したことからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

- 1 皆さんだけに国の電気の使用を許すわけにはいかない。
- 2 パソコンでメモを取るというのは私的なこと。仕事のためかもしれないが、自分の電気でやるように。

- 3 各地の裁判所でもそのようにしている。
- 4 公判前整理手続で電気を使うのは筋違いだと思う。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断庁において本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。
- 2 公判前整理手続期日における法廷内の電源コンセントの使用について、裁判官の研修資料その他の司法行政文書を作成する定めはない。また、原判断庁においては、法廷内の電源コンセントの使用についての問合せがあった場合には、その必要性等を勘案して個別に判断して対応していることから、上記の司法行政文書を作成する必要もない。そのため、本件開示申出に係る文書を作成又は取得していない。

苦情申出人は、特定の被告事件の公判前整理手続期日において、原判断庁所属の裁判長が弁護人らに対し、皆さんだけに国の電気の使用を許すわけにはいかないなどと説明して、法廷内の電源コンセントにノートパソコンを繋ぐなどして裁判所が管理する電気を使用することを禁止したことからすれば、本件開示申出文書は存在する旨主張する。しかし、特定の被告事件の期日において弁護人がノートパソコンを使用する際に法廷内の電源コンセントを使用させるか否かは、その必要性等を勘案して個別に判断されるべきものであるから、上記の点に関する裁判官の研修資料その他の司法行政文書が当然に存在するというものではない。このことは、仮に前記の裁判長による説明があったとしても左右されない。その他、本件開示申出に係る文書が存在することをうかがわせる事情も存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年12月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 令和4年4月14日 審議

④ 同年5月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 公判前整理手続の期日における法廷内の電源コンセントの使用の許否については、その事柄の性質上、当該裁判所が必要性等を勘案して個別に判断すべきものであるということができる。したがって、公判前整理手続の期日において、弁護人がノートパソコンを使用する際、法廷内の電源コンセントを使ってはいけないことを前提として、そのことが分かる裁判官の研修資料その他の司法行政文書を作成し、又は取得する必要性は認められず、横浜地方裁判所において、法廷内の電源コンセントの使用についての問合せがあった場合には、その必要性等を勘案して個別に判断して対応していることから、上記問合せに係る司法行政文書を作成する必要はなく、本件開示申出に係る文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、その主張に係る裁判長の説明内容からすれば、本件開示申出文書は存在する旨主張するが、仮に当該裁判長において苦情申出人の主張するところの説明があったとしても上記判断は左右されないから、上記主張を採用することはできない。そのほか、横浜地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、横浜地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、横浜地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長

高 橋

滋

人 正 口 門 員 委

子 雅 戶 長 員 委